

一般社団法人日本看護系大学協議会平成 25 年度定時社員総会議事録

日時：平成 25 年 7 月 1 日(月) 13:30～17:00

場所：東京医科歯科大学 M&D タワー2 階 鈴木章夫記念講堂（住所：東京都文京区湯島 1-5-45）

総社員数：217 名

出席社員数：211 名（開始後の出席社員数は後記各議案に記載のとおり。委任状による出席を含む）

総社員の議決権数：217

出席社員の議決権数：後記各議案に記載のとおり

（以下敬称略）

記録：兵庫県立大学 谷田恵子、兵庫県立大学 川崎優子

出席役員：代表理事 片田範子（議長・議事録作成者）

理事 正木治恵 理事 井上智子 理事 太田喜久子 理事 村嶋幸代 理事 高田早苗

理事 高見沢恵美子 理事 井部俊子 理事 田中美恵子 理事 真田弘美

理事 田村やよひ 理事 山口桂子

監事 小島操子 監事 リボウィッツよし子

配布資料

1. 一般社団法人日本看護系大学協議会平成 25 年度定時社員総会次第
2. 平成 25 年度一般社団法人日本看護系大学協議会新会員校一覧（資料 1）
3. 決算報告書、監査報告書（資料 2-1）
4. 平成 24 年度決算報告補足資料（資料 2-2）
5. 定款の変更(第 20 条 理事の員数)、(第 31 条 理事会の決議の省略)、
(第 17 条 社員総会の決議の省略（資料 3）)
6. 平成 25 年度事業計画案（資料 4-1）、平成 25 年度事業活動計画書（資料 4-2）
7. 一般社団法人日本看護系大学協議会収支予算書(案)（資料 5）
8. 「看護系大学の教育等に関する実態調査 2012」へのご協力のお願い（資料 6）
9. 平成 24 年度事業活動報告書
10. 話題提供資料：大学・大学院における看護学教育の動向（文部科学省）
参考資料（文部科学省）
国公私立看護系大学等の状況（文部科学省）
看護行政の動向（厚生労働省）

司会 兵庫県立大学 岡田彩子

開会

1. 代表理事挨拶（片田範子代表理事）

平成 24 年度から、厚生労働省のチーム医療推進会議が活発に動きはじめた。また特定看護師については認定制度から研修制度に変化していき、その対応に追われたこともあった。それに関しては 10 月に行われた特定医行為分類あるいは教育制度案に、皆様からの多くのコメントをいただいたと聞いている。それらは 3 月末に推進会議の意見としてまとめられた経緯はあるが、現在審議中という状況である。これらに関しては理事会報告、また緊急理事会のことは既にホームページに掲載されているので後程ご覧いただきたい。日本看護系大学協議会は、専門看護師の 38 単位化に向けて取り組みを続けていきたいと思っている。ご出席の皆様、これらの様々な取り組みに関して質問いただきながら進めさせていただきたいという旨が述べられた。

2. 議長ならびに議事録署名人選出（片田範子代表理事）

定款第 15 条に基づき、議長は片田範子代表理事が勤めることが説明された。

また、定款第 19 条では、社員総会の議事については法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び議事録署名人 2 名を選任して署名押印し 10 年間本法人の主たる事務所に備え置くものとす

ると定められていることが説明され、理事会から議事録署名人として、埼玉医科大学の千田みゆき様、札幌市立大学の中村恵子様を選出されたことが報告された。

3. 平成 25 年度新会員校の紹介（資料 1）（片田範子代表理事）

資料 1 に基づき、新たに 8 校が会員校となったことが報告され、これらは定款第 8 条に基づき平成 25 年第 2 回理事会で承認されていることが説明された。

平成 25 年度は新会員 8 校を含め加盟校は 217 になったことが報告された。

関西国際大学、関東学院大学、共立女子大学、札幌保健医療大学、創価大学、帝京平成大学、東京医科大学、常葉大学の各大学の代表者が紹介された。

4. 議事

13:30 時点において社員の出席数が 211 名（出席社員の議決権数 211 個）であり、総社員の過半数が出席していることが報告された。

【報告事項】

1) 平成 24 年度活動報告（別添冊子 平成 24 年度事業活動報告書）

（1）平成 24 年度理事会報告（事業活動報告書 P. 15－20）（片田代表理事）

平成 24 年度は 6 回の定例理事会と 1 回の臨時理事会の 7 回の理事会が開催され、第 1 回では平成 24 年度役員選挙の報告および常設・臨時委員会の活動報告があり、第 3 回では災害看護専攻教育課程および遺伝看護専攻教育課程の基準を検討するための委員会を決定したことが特記事項であると報告された。また、第 4 回理事会からは新メンバーによる体制となったこと、第 6 回では「大学で看護を学ぼう」キャンペーンについて承認されるとともに、高度実践看護師制度推進会議の方向性について検討されたことなどが説明された。

理事会報告には記載されていないが、2 月 28 日のチーム医療推進会議の開催に向けて、厚労省からの出席をいただき（2 月 17 日に）緊急理事会を開催し、チーム医療推進会議の発言要旨について検討したこと、その経緯はホームページ上に掲載されていることが報告された。

（2）平成 24 年度事業活動報告

<常設委員会>

① 高等教育行政対策委員会（事業活動報告書 P. 23－34）（正木治恵理事）

平成 24 年度は、看護系大学院教育の質の向上および看護系大学院教育の在り方についての検討では、文科省の委託を受けて 2 つのプロジェクトを実施した。プロジェクト①は「看護系大学院における教育の基準策定と評価に関する調査プロジェクト」で、②は「教育体制充実のための看護系大学院における教育者養成に関する調査研究」である。また、文部科学省や厚生労働省の看護関連の検討会からの報告や社会情勢の動きを見ながら、適宜、日本看護系大学協議会としての見解や方向性について話し合いを行った。その結果、プロジェクト①では、博士前期（修士）課程の修了生が習得すべき能力として 10 の能力と能力の内容 42 項目を明らかにした。プロジェクト②では、看護系大学が急増する中、看護系の教員数の不足に加え、大学院修了時点の大学院生の自己評価と受入側の期待度に大きなギャップがあることから、看護系大学院の教育体制を充実させる必要があることが明らかとなった。これら 2 つのプロジェクトの結果については 3 月 30 日に大阪において報告会を設けた。今後の課題として、これら 2 つのプロジェクトを継続し、さらに発展させ、看護系大学協議会としての提言をまとめていきたいと考えている。これに関しては JANPU のホームページからダウンロードできるようになっている。

② 看護学教育質向上委員会（事業活動報告書 P. 37－50）（村嶋幸代理事）

臨床と大学の教育をとおした連携として、臨床教授制の導入、人事交流・併任を含めた臨床と大学の交流の取り組み、臨地（床）実習体制の実態を明らかにすることを目的として、「看護系大学における教育と臨地（床）の連携強化に向けた取り組みに関する研究」を行った。2012 年 9 月～10 月に実施し、209 校中 68 校から回答を得た。その結果、実習指導体制では教員常駐型が多いことや、臨床実習施設の看護職がかなり学内講義や学内演習等に関わっていることが明らかとなった。一方、臨床教授制の導入については、学士課程では約半数が実施しているが修士・博士課程では少なく、また多くが無報

酬で行っていることが明らかとなった。大学教員の臨地実習施設の活動状況については、研究指導の講師としての参加は多いが、看護実践への参加は多くなかった。今回の調査では大学院教育における教育と臨床の連携における課題が大きいことが指摘されているため、平成25年度はタイプ別のヒアリングを行い、大学院教育のレベルアップのための方策について検討を行っていく予定であることが示された。

③ 看護学教育評価検討委員会（事業活動報告書 P. 53－56）（高田早苗理事）

当委員会では過去10年近く、看護系大学における看護学教育の基準検討に取り組んできた。平成24年度は、専門分野別評価のヒアリングから、機関別評価と分野別評価との関連とその区分けの整理を行っている。現在ある1～10の評価基準の枠組みは機関別評価を基盤にして作成したものであり、分野別評価の基準となる1～4の項目について見直しを行った。文部科学省は機能別評価を進めていく方向であるため、実施体制も含めて次年度実施していきたいと考えている。

④ 専門看護師教育課程認定委員会（事業活動報告書 P. 59－69）（高見沢恵美子理事）

専門看護師教育課程の審査および認定の実施では、新規26単位認定申請のあった6大学の共通科目および25専攻教育課程について審査を行い、新たに6大学の共通科目および25専攻教育課程（11専門看護分野）を認定した。また、新規38単位認定申請のあった17大学の共通科目および44専攻教育課程について審査を行い、新たに17大学の共通科目および39専攻教育課程（11専門看護分野）を認定した。さらに、更新申請があった1大学の共通科目、2専攻教育課程について審査した結果、1大学の共通科目、2専攻教育課程を更新認定した。専門看護分野の教育課程の特定審査では、放射線看護分野から申請があり、審査要項に記されていた審査の視点に関して評価した結果、今回は分野特定が認められなかった。専門看護師教育課程認定に関する申請希望大学への情報発信および相談業務として、平成25年度日本看護系大学協議会専門看護師教育課程認定に関する全体説明会を、平成25年3月30日に文科省委託事業の報告会と共に実施し、292名の参加者があった。その他の活動として、災害看護・遺伝看護専門看護師教育課程基準・審査基準を作成した。平成25年度から災害看護、遺伝看護を専門分科会として教育課程の認定を開始予定である。今後の課題として、38単位カリキュラムの移行に向けた認定制度の評価・改善、高度実践看護制度推進委員会との連携による専門看護師教育全体の検討が提示された。

⑤ 広報・出版委員会（事業活動報告書 P. 73－77）（井部俊子理事）

本委員会では、記載の委員で活動を行った。社会に向けた広報戦略の検討と実施では、「大学で看護を学ぼう」キャンペーンを企画・実施した。会員校に看護週間中（平成25年5月12日～18日）にオープンキャンパスの開催や都道府県看護協会と連携したPRイベントの実施を呼びかけ、71校の協力を得た。看護週間中だけではなく1年を通じてキャンペーンを展開することとなった。また、日本看護系大学協議会のホームページ上に専門ページを設け、キャンペーンの目的や方法、参加校の情報、看護に関するQ&Aコーナーをわかりやすく示すことで、看護師を目指す中高生や一般の人々に、大学で看護を学ぶ意義を広報している。キャンペーン実施に関しては、広報・出版委員長から日本看護協会に協力依頼を行った。事業活動報告書の74ページにキャンペーン実施要領が記載されているのでお読みいただきたい。キャンペーングッズとしてのぼりを各大学に配布している。またゆるキャラ「JANPUちゃん」をつくり、ホームページや印刷物に使用している。本日の資料袋にJANPUちゃんのシールを入れているので、使用した感想を寄せていただきたい。また、大学で看護を学ぼうキャンペーンに関するアンケートへの回答もお願いしたい。今後の課題として、社会に向けた広報戦略の強化と実施および評価を出すことと、ホームページの更なる充実として、会員校同士の意見交換の場の提供と災害支援活動の交流の場の提供をなどの活動を考えている。

<臨時委員会>

① 高度実践看護師制度推進委員会（事業活動報告書 P. 81－86）（田中美恵子理事）

本委員会は委員とアドバイザーによって活動を行ってきた。今年度は、昨年に引き続き厚労省「チーム医療推進会議」および「チーム医療の推進に関する看護業務検討ワーキンググループ」等の動向をふまえて、日本看護系大学協議会としての意見のとりまとめや関係省庁・団体との協議を含めた活動を展開した。また、日本の高度実践看護師制度のグランドデザインについて検討を進めた。委員会は4回開

催した。他に、高等教育行政政策委員会と高度実践看護師制度推進委員会との合同会議の開催を経て、10月には専門看護師を対象とした「専門看護師が行う医行為の実態調査」を実施した。3月には専門看護師教育課程認定委員を対象として、APN グランドデザイン案の意見聴取会を行い、本日午前中には、会員校を対象とした APN グランドデザイン第一次案の説明会・意見聴取会を実施した。厚労省関係では、厚生労働省医行為分類案および教育内容等基準案に関する厚労省からの意見募集に対応するため、高等教育行政対策委員会との合同会議で出された情報を提供し、骨子素案をまとめた。他に、専門看護師が実施している医行為の実態調査を行い、専門看護師が実施している医行為の特徴をまとめた。その特徴として、専門看護師が行っている医行為の実施率は低いこと、比較的高い項目は薬剤や検査項目の選択または実施時期の判断に関する行為であること、実施していないが実施の必要性が高い項目は、検査項目や実施時期の判断に関する医行為や在宅医療において必要性が高い行為であること、実施度が特に低い項目は、侵襲度が高く、必要とする専門分野が限定されている医行為であること、専門看護分野により実施度や必要性が高いと回答していた項目は異なっていたこと、などが明らかとなった。また、高度実践看護師のグランドデザイン案の検討を実施し、本日の午前中に第1次案の説明会を開催した。また、専門看護師教育課程委員会の委員を対象に、高度実践看護師のグランドデザイン案の説明と意見聴取を行った。

② 国際交流推進委員会（事業活動報告書 P. 89）（真田弘美理事）

本委員会の大きな趣旨として、国際的な看護高等教育に関して活動を推進することと、EAFONS のネットワークを確立することである。EAFONS は第 16 回が開催され 2 名の先生方が参加した。本来、理事長と委員長（真田理事）が出席するはずであったが、他の職務と重なったため出席できなかった経緯があるが、EAFONS についてはまだ内規もできていない状態であり、East Asia に関しては努力が必要であると感じている。ただ、EAFONS の趣旨が変わってきており、もとは博士課程院生の学会発表の場であったが、教員数の増加と共に教員の発表が増加しており、今後趣旨の見直しが必要ではないかということも現在検討中である。今年度の新規活動として、博士課程のプログラムを国際的に検討するグループ（INDEN）に入り、情報収集を始めている。今後の課題として、EAFONS の代表校理事をどのように考えていくかについて挙げているが、今後は理事長と国際交流委員会の委員長が出席することになっている。

③ データベース整備・検討委員会（事業活動報告書 P. 93-120）（田村やよひ理事）

5名のメンバーと事務局の協力者を得て調査をすすめてきた。この委員会が取り組んでいる調査は1999年から毎年継続的に行っている。会員校における教育学習環境、教育内容、社会的役割等の現状を把握し、看護学教育のあり方、教育政策、看護政策等への提言のための資料とする。活動経過としては3回の委員会を開催した。昨年10月29日～12月17日に調査を実施した。調査結果は95ページ以降に表と説明を加えて報告している。200校に配布し192校から回答を得た。96%の回収率であったが、1校は無効であった。24年度では初めて教員の学位の取得状況を高等行政対策委員会との連携により調査した。その結果は97・98ページにあるが、年齢構成の教員数と学位取得数が違っているなど不一致が見られる。調査票のデザインを含め、わかりにくい部分などを修正して来年度の調査に反映させていきたいと思っている。25年度の調査は5年ごとの調査をまとめて比較検討する年度であるため、昨年度よりも少し早めて、8月下旬から9月下旬を目途に2012年度の教育状況調査を実施する予定である。その結論を得て、5年間のまとめとしたいと思っているので、ご協力をお願いしたい。また社員の皆様にも、調査結果を返送していただく際にはお目通しいただき、折角回答していただいたものが無効票にならないようお願いしたい。

④ 災害支援対策委員会（事業活動報告書 P. 123-125）（山口桂子理事）

本委員会では記載のメンバーで1年目の活動を行った。本委員会の趣旨は、災害看護の支援事業の実施にあたり必要なことを行うことである。活動内容は主に3点あり、1点目は東日本大震災災害看護支援事業の実施であり、23年度に引き続き支援事業を行った。昨年度は義援金の残額等100万円の予算の中で事業を募集し、13件の応募があり、その中から4件を採択した。本日の午前中に4件から報告をいただいた。時系列から言えばこちらが先になるが2点目の活動は、昨年の社員総会において、今後の義援金等の募集に関連する見直しを行うことが承認されたため、災害看護支援事業規程等を改正した。つまり、今後、東日本という特定の事業名称・規程ではなく広く災害支援を前提とした規程および資金の取り扱い規程に変更することが決められていたため、それに基づいて規程を改正した。その範疇の中で昨

年度の東日本大震災の支援事業についても実施されており、2点目がこの活動である。3点目は、皆様のご協力を得て、看護系大学における防災マニュアルの作成を実施中である。会員校の中で現行の防災マニュアルがある大学には送っていただきたいという依頼と同時に送付した調査への回答を依頼し、107校からの回答を得ることができ感謝している。平成25年度は、これらをマニュアルとして何らかの形で皆様にお届けできるよう公表作業を続けているので、今後ともよろしくお願ひしたい。

以上の報告について、参加者からの質問・意見等はなかった。

【審議事項】

これより審議1)から3)に入るため途中退場は遠慮いただくことと、採決方法について、議長から次のような説明があった。

定款の変更に係る事項については赤・青用紙を用いて採決し、決算・監査報告ならびに指名理事については拍手をもって採決とする。

1) 平成24年度決算・監査報告(資料2-1, 2-2)(太田喜久子理事)(小島操子監事)

財務担当の太田理事より、定款第36条に基づき以下の報告・審議が行われた。

資料2-1の貸借対照表は、平成25年3月31日現在の本協議会の財産の状態を示している。流動資産の前渡金とは平成26年度社員総会会場前払金を示し、前払費用とは平成25年4月分の事務所家賃を示し、未収入金とは平成24年度文部科学省委託事業費とその利息を示す。流動資産合計が60,419,970円となる。固定資産の特定資産は災害義援金の残金で、その合計は102,905円である。その他の固定資産の差入補償金とは事務所賃貸の補償金を示し、長期前払費用とは事務所の更新料・保険料等を示し、その他の固定資産合計は5,263,507円となる。よって固定資産合計は5,366,412円となり、全資産の部合計は65,786,382円となる。負債の部の預り金とは源泉所得税を示し、前受金とは平成24年に2年分の会費を納入したところがあるために生じている。負債の部の合計は2,458,737円となる。正味財産の部の指定正味財産は、義援金の寄付の余剰金で102,905円ある。一般正味財産の部の当期末の残高は63,224,740円であり、正味財産の部合計が63,327,645円となり、負債及び正味財産合計は65,786,382円となり、貸借のバランスが取れていることになる。

資料2-2は正味財産増減計算書で、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの期間における収益・費用と利益の動きを示している。一般正味財産増減の部の経常収益では、受取会費が31,350,000円である。事業収入の中で専門看護師教育認定費収入について今年度は申請件数が63件から99件に増加したことから9,640,000円と増加した。その他に印税収入も入ったり、委託費が8,500,000円であったり、義援金で助成をした額が1,000,600円あり、経常収益の合計は50,533,577円となった。経常費用は事業費と管理費に分けている。事業費合計は26,422,939円で、昨年度より高額になっている主な理由は文科省からの助成金を得ているプロジェクトが1つ追加されて2つのプロジェクトが動いたことによる人件費、消耗品、委託費の増加によるものである。印刷製本費が高いのはCNS要綱の支払いが年度内に終わったためである。管理費合計は16,399,873円である。賃貸料の増加はリース等によるものである。経常費合計は42,822,812円で当期経営増減額は7,710,765円となる。経営外増減の部では当期一般正味財産増減額は7,640,765円と黒字であった。これに一般正味財産期首残高の55,583,975円を加えて、一般正味財産期末残高は63,224,740円になる。指定正味財産増減は災害義援金の受取額と利息から助成した額を引いたもので、マイナス845,387円になり、指定正味財産期首残高が948,292円であったために指定正味財産期末残高が102,905円になる。これで正味財産期末残高は63,327,645円になった。

貸借対照表内訳の資産部の流動資産の中の未収入金が8,500,000円あるが、これは昨年度は文科省からの委託事業を「収益事業」として位置付けていたが、内容的に収益を目的としているものではないため余剰金を生じない仕組みを神田税務署に説明し、「公益目的事業」として計上することを認められたことから公益目的事業に変更し、24年度以降の決算はこのように扱うことになったためである。

資料2-2の決算報告補足資料2ページは、各委員会活動の予算に対する経費の動きを示している。高等教育行政対策委員会の残が多いのは、文科省委託事業を活用しているためである。専門看護師教育課程認定員会で予算よりも経費が多いのは申請数が増加したことで委員会が活発になったことと事務員の増員によるものである。広報・出版委員会の経費の増加は活発な広報活動で多くの物品を用意したことによるものである。管理費経常費について、総会はこれまで大学の施設で開催していたが24年度は一般会場で実施したことや、運営企画にアルバイトを雇用したことにより総会費がかさんでいる。また、理

事会については役員交代、指名理事の増員、臨時理事会の開催、関係機関への出張など活発に活動を行ったことから経費がかさんでいる。対して事務局は経費節減努力と委託費で予定していたことが25年度に実施となり今年度に経費が生じなかったことや、事業費に雑給を配分したことなどから経費が少なくなった。

小島監事より、平成25年5月24日に小島操子監事とリボウイツツ監事とで、定款に基づき平成24年4月1日から平成25年3月31日までの平成24年度における会計および業務の監査を実施したことが報告され、監査方法の概要と監査意見が説明された。

◆平成23年度決算・監査報告について参加者からの質問はなく、拍手による採決の結果、承認された。

「定款の変更」の審議にあたり、議長を片田代表理事から正木理事に交代した。

2) 定款の変更(資料3)(片田範子代表理事)

片田代表理事より、定款第20条の「理事の員数」と第31条の「理事会の決議の省略」、第17条の「社員総会の決議の省略」の改定の経緯について説明があった。

第20条については、「本法人の理事は3人以上15人以内とする」となっているが、10人以上15人以内とするという形で、最低人数を10人に変更することが提案された。その経緯として、現行では理事総数が3名未満に減数しない限り事前に総会で選任した補欠理事を補充できず、理事会運営に支障をきたす恐れがあることが説明された。第31条では「理事が…おいて、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。)」は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。」となっている。この「書面」の部分のみを、「書面又は電磁的記録」への変更が提案された。書面は通常の封書ならびにFAXも入り、電磁記録にはEメールが該当する。これらが同等の価値を有するものであることは司法書士にとも検討済みである。この変更の経緯として、決議方法の省略とは、緊急を要し対面による理事会の招集が困難な場合に採用する決議方法であるが、郵送などでやり取りしていた今までの方法では時間を要していた。迅速かつ機動的な理事会運営に必要不可欠と判断して電磁的記録を追加することが説明された。第17条についても同様な変更が提案と経緯の説明があった。

◆定款の3点の変更について参加者からの質問はなく、定款第16条2項に基づき採決の結果、賛成211個、無効・棄権なしで承認された。

「定款の変更」の審議終了により、議長を正木理事から片田代表理事に戻した。

3) 理事選任の件(片田範子代表理事)

指名理事である正木治恵理事が本定時社員総会終結時をもって辞任するため、後任に定款第22条および定款施行細則第3条2項の指名理事枠を用いて、前回総会時に決定されていた次点者である川口孝泰氏を理事候補として推薦したと、本件が平成25年度第2回理事会において承認済みであることが説明された。

◆指名理事の交代について質問・異議があるか確認したところ、社員からの質問・異議はなく、川口孝泰氏を理事に選任することについて承認を求めたところ、満場から拍手があり、出席社員の議決権の過半数の賛成をもって承認可決された。

【報告事項】

2) 平成25年度事業計画案と各委員会の活動計画

(1) 平成25年度事業計画案(資料4-1)(片田代表理事)

片田代表理事より、平成25年度事業の執行体制について、10の委員会が各役割を取りながら、理事会としての検討を加えて報告をするなどの体制を確認することを明確にしながらか動いていきたいと考えていることが述べられた。平成25年度の事業は、①世界の動向を踏まえた看護学教育の推進、②組織基盤の強化、③看護学教育評価制度の具体化に向けての検討、④大学としての災害準備態勢整備の推進、⑤役員選挙の実施、の大きく5つに再構成されたことが説明された。①として、専門看護師教育課程の38

単位以降の推進と NP（仮称）の教育課程認定に向けた教育内容の策定、教育と臨床の連携に関する調査の継続、看護系大学院における教育の基準策定と評価に関する調査研究、教育体制充実のための看護系大学院における教育者養成に関する調査研究、国際交流の推進と JANPU としての国際交流の在り方検討が挙げられていることを、さらに②から⑤についても概要が説明された。②の1つである事務所の拡張については、現在の事務所が手狭になっていること、会議スペースがないこと、認定審査を本部で実施するようになったなどの事情から、現行事務所の上階に新たに2年間リースすることに決定したことが報告された。

（2）平成 25 年度活動計画（資料 4-2）（片田代表理事）

片田代表理事より、平成 25 年度の各委員会の活動計画は資料 4-2 に詳細に記載されており一読していただきたいことと、委員会の中にはメンバーが未確定なところもあり、ホームページ上で公表する場合もあるため留意いただきたいことが述べられた。

3）平成 25 年度予算案（資料 5）（太田喜久子理事）

太田財務担当理事より、平成 25 年度の予算案と訂正 4 箇所について説明があった。今年度予算額の「前期繰越額収支差額」を 63,224,740 円に訂正、「次期繰越額収支差額」を 48,654,740 円に訂正、「前期繰越額収支差額」の差額を 7,640,765 円に訂正、「次期繰越額収支差額」の差額をマイナス 5,959,289 円に訂正することが依頼された。その後、今年度の予算案について説明があった。

会員校が 217 校で会費収入が 32,550,000 円になり、専門看護師教育課程認定費は 6,000,000 円が見込まれ、文科省委託事業費の確定が 8,500,000 円あり、雑収入を含め経常収入の部の合計は 47,066,000 円となる。支出の部は、活発に事業を進めることが協議会の使命であることから事業費のウェイトを重くする方針を理事会でとっていることから、昨年度まで管理費に含めていた理事会、総会、選挙管理運営は事業そのものであるとの考え、今年度はそれらを事業費に移行した。また事務所拡充の費用も事業そのものであることから、賃貸料と水道光熱費等を各事業費に分配する形で予算を立案した。このような経緯から事業費の合計は 32,253,000 円となった。管理費合計額は 14,813,000 円であり、その中の支払保険料の増額は、従業員退職積立金の新設によるものである。経常支出合計は 47,066,000 円、経常収支差額は 0 円となる。経常外費用として、税金、事務所移転に伴う初期費用、退職積立金などが含まれ、その合計額は 4,570,000 円となる。その他資金支出は、繰越金が増加していることと看護学教育の評価機構への取り組みへの将来構想積立金として 10,000,000 円を計上している。

（意見）

平成 25 年度の事業計画案と各委員会事業活動計画を読み、本日午前中の高度実践看護師第一次案を聴いて、高度実践看護師の制度化に向けた検証提案は必要なことであると感じたが、それは一方で日本看護協会との調整等をこれから図っていかねばならないであろうし、その際に厚労省の特定行為にかかわる研修制度における議論の推移と関係してくると思われる。高等教育行政対策委員会でも「文科省、厚労省の看護関連の検討会からの報告や社会情勢の動きを迅速に捉え、、、」とあるが、その結果を会員に報告しながら検討するなどが必要である。看護の大学教育の根幹を揺るがすような問題が今起きているのだから、たとえば高等教育行政対策委員会や高度実践看護師推進委員会が合同で研修制度を進める一方で、研修制度に対してどのように考え、どのように現状をみて、看護協会との調整も含めてどのように取り組むかについてということを含めることが必要ではないかと思うがどう考えているのか。

（片田代表理事）

委員会報告でも示しているように合同会議は開催し、理事会の中でも検討している。今後努力する必要があることとして、タイムリーに皆様にお知らせできるような形にしていき、皆様のご意見を吸収していくような機会とシステムを整えることがあると考えている。ホームページで何が起きているかはお知らせしているが、それをわかりやすくすることが必要である。事業計画書で挙げていることは、必ずしも単一の委員会で実施することではなく、いろいろな委員会が重なって対応するものもあり、理事会としても検討していきたいと思っている。

（意見）

将来構想積立金の 1,000 万円は新規構想であるが、その内容はどのようなものか。

(太田理事)

看護学教育評価については委員会があり、第3者機関を作るための方向で検討を進めている。具体的にはともかく、その基盤になる経費を用意するのは大事なことであり、繰越金を有益に使うために用途を明確にするためにも予算としてあげている。

(意見)

事務所の賃貸を今年度は事業費に振り分けると説明があったが、事務所拡大については皆さん認めると思う。日本看護系大学協議会は一般社団法人であり公益法人ではないため、今年度、事業費に事務所賃貸料を振り分けるよりも事務所の管理費として追加したほうがわかりやすいと思う。そうしないと、現在の事務所の賃貸料の意味が不明になるので、事業費として各事業に振り分けるよりも、管理費を増額したとする方が会員にとってわかりやすいと思うがどうか。事務所の費用は事務所費用として計上すべきであると考え。事業費とすることに納得がいかない。

(太田理事)

これは理事会で検討した結果である。現在使用している6階の事務所は管理費の賃借料の中に入れ、オフィスとして全体の管理を中心に行う拠点として考えている。7階の部分についてはその目的が事業の推進を図ることそのものであることと、管理費と事業費の全体のバランスの中であまり管理費が重くなるのはいかかなものかということから、例えばCNSの認定委員会のように各委員会が活動として使うこともあるので、目的からいっても管理費ではなく事業費として入れることに差支えないと捉えてこの予算案を作成した。

(意見)

継続的に借りるわけであり、仮に本協議会が公益法人になることを意図としているのであれば、配分を慎重にする必要がある。今年これで良いが、来年度以降は管理費に戻すことも視野に入れて検討していただきたい。

(意見)

それは税理士からのアドバイスではないのか。事業費に入れたほうが税金が少なくなるというアドバイスではないかと想像できるが、いかがか。

(片田代表理事)

総合的にいろいろな形で相談して決めている。

(意見)

税務対策上、事業費に入れる方が無難であると思う。将来構想にあったように教育評価機構が入ってくるようになれば、その時には事業費から出して管理費にすればよい。管理費が重くなるよりは良い案であると思う。

(片田代表理事)

関係する専門家達とも相談の上検討していきたい。

(意見)

ぜひ専門家と相談していただきたい。

4) 庶務連絡(事務局 潮洋子氏)

事務局の潮氏より、以下の連絡および報告がされた。

(1) 看護系大学の教育に関するデータベース調査のお願い(資料6)

今年も引き続き、看護系大学の教育に関する実態調査を予定している。今年度は5年ごとの調査結果をまとめる年にあたり、実施日を早める予定である。いつもは秋であるが今年は夏を予定しており、遅くとも1週間前には封書で連絡を入れるのでご協力をお願いしたい。IDとパスワードについて、

事前確認をお願いしたい。昨年入会した8校は今年から実態調査を開始することになる。1か月前の事前報告の際に必ず確認をお願いしたい。今年度入会の8校は来年度から参加となる。

(2) 「大学で看護を学ぼう！」キャンペーンに関するアンケートのお願い

代表者と同行者の資料袋中の JANPU マーク入りのクリアファイルの中に、JAMPU ちゃんシールとアンケート用紙が入っており、そのアンケートにご協力いただきたい。

(3) 電子名簿入力のお願

今まではメンテナンス期間に入力不可能な時期があったが、現在は基本的に365日入力可能になっている。電子メールのID・パスワードにより管理者は編集ができ、利用者は閲覧のみであるが、活発に利用していただきたい。

(4) 会費納入のお願い

定款施行細則第1条2項に会費(15万円)の納入期限は5月末日と明記されている。6月末時点で217校のうち未納が13校ある。納入をお願いしたい。

5. 平成25年度役員体制 (片田代表理事)

片田代表理事より、副代表の正木理事の辞任に伴い、財務担当であった太田理事が副代表となり、財務担当は太田理事に替わって田村理事が着任することが報告された。田村理事が委員長であったデータベース検討委員会は、委員としてこれまで携わってこられた川口新理事をお願いすることになった。この3つの担当以外の役員は24年度と同じ体制で行う。

来年度の総会は、平成26年6月16日(月)に日本教育会館一ツ橋ホールにて開催する。来年度以降も「毎年6月の第3月曜日」に開催する。場所も同じく日本教育会館一ツ橋ホールを予約し、数年はこの体制で実施する予定である。

閉会 (15:32)

6. 話題提供 15:50~16:55

■文部科学省高等教育局医学教育課の看護教育専門官の石橋みゆき氏により、「大学・大学院における看護学教育の動向」というテーマでの話題提供が行われた。

■厚生労働省医政局看護課の教育体制推進官の斉藤綾子氏より、「看護行政の動向」というテーマでの話題提供が行われた。

終了 (16:55)